



鳥取県公報

平成 26 年 9 月 19 日 (金)
号外第 85 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (43) (子育て応援課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正

負担命令及び負担金の決定資料の提出について定めた規定中引用する中国残留邦人等支援法の題名を改める。

(2) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正

定義について定めた規定中引用する中国残留邦人等支援法の題名を改める。

(3) 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正

ア 措置入院費用の徴収について定めた規定中引用する中国残留邦人等支援法の題名を改める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成26年10月1日とする。

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(負担命令)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。</p> <p>(1) 生計中心者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(負担金の決定資料の提出)</p> <p>第 4 条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第 3 項第 1 号に該当する場合 生計中心者が、生活保護法による被保護世帯又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書</p>	<p>(負担命令)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。</p> <p>(1) 生計中心者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(負担金の決定資料の提出)</p> <p>第 4 条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第 3 項第 1 号に該当する場合 生計中心者が、生活保護法による被保護世帯又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書</p>

(2)・(3) 略 2 略	(2)・(3) 略 2 略
------------------	------------------

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第2条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「保護等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付をいう。 4～9 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「保護等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付をいう。 4～9 略

(鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(措置入院費用の徴収) 第10条 知事は、法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「措置入院者等」という。)から徴収するものとする。ただし、当該措置入院者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。 2～4 略	(措置入院費用の徴収) 第10条 知事は、法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「措置入院者等」という。)から徴収するものとする。ただし、当該措置入院者又はその者の属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。 2～4 略

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。